令和５年度第１回港区特別職報酬等審議会　会議録要旨

令和５年１１月１日（水）
午後６時００分～午後７時００分
区役所４階　庁議室

出席者：脇　奈穂子会長、臼井　浩之会長職務代理、飯田　美夜子委員、
今井　美嘉乃委員、郡司　知志委員、坂口　緑委員、田中　泉委員、
辻村　法泰委員、南　かほる委員、吉野　茂委員
出席区職員：人事課長 茂木
事務局：総務部長　湯川、総務課長　若杉、総務係長　河野、総務係　三輪
欠席者：なし

次　第

１　開　会
２　議　題
（１）会長職務代理の指定について
（２）報酬等の額について
（３）報酬等の改定の適用年月日について
３　その他
（１）今後の日程について
４　閉　会

配付資料

資料１　令和５年　職員の給与等に関する報告及び勧告の概要
資料２　特別区・東京都・国の令和５年給与勧告概要一覧
資料３　特別区・東京都・国・主な政令市の職員の給与等に関する報告及び勧告から見た公民較差の状況
資料４　区議会議員及び特別職の報酬、給料等の額について
資料５　令和５年度　港区特別職報酬等審議会　開催日程

参考資料１　令和５年　職員の給与等に関する報告及び勧告（全文）
参考資料２　特別区（２３区）特別職等年収一覧

資料に関する質疑応答

委　員　勧告で、初任給、若年層に重点を置きつつとなっているが、どのくらいの年齢層の方に手厚くされていて、高年齢層というのはどのくらいの年齢の方のことを言っているのか。

総務課長　職員の平均年齢は３８．９歳。年齢ではなく級や号給で区別しており、経験年数によって異なっているが、最も低い号給（若い年齢）は４％の引き上げ、最も高い号給（高い年齢）は０．３％の引き上げとなっている。

委　員　他区も同様の審議会を開会しており、改定予定なのか。

総務課長　そのように聞いている。そのため、参考資料２の２３区特別職の年収等の額は６月１日現在としている。

議題に関する質疑応答

（１）会長職務代理の指定について

会　長　前会長職務代理の退任に伴い、港区特別職報酬等審議会条例第５条第３項の規定により、臼井　浩之委員を会長職務代理に指定するがよろしいか。

委　員　総員一致で了承。

（２）報酬等の額について

委　員　民間の給料は引上げされており、物価高騰も続いていることを考えると、特別職等の給料等も引上げが妥当だと考える。引上げ幅に関しては、区民の感情を考えると平均の０．９８％とすることは、過分な上げ幅と捉えられる可能性が気になるので皆さんと意見を交わしたい点である。

委　員　物価高もあり賃上げも進んでいる。引上げることは賛成。区民のために骨を折って施策を進めてくれていることを考えると０．９８％で良いと思う。

委　員　賃上げを実感している区民も一定数はいるが、引上げ幅を職員に合わせて０．９８％まで改定していいのか、０．３％なのか。ただ、０．３％が妥当なのかの根拠は答えられない。それとも間をとるのかとなると難しい。社会情勢に合わせ、引上げられる時は引上げてもいいのではないか。

委　員　公民較差がフォーカスされているが、特別職等の給料を決める際、民間と比較するというルールがあるのか。

総務課長　民間と比較するというルールはないが、これまで過去審議いただいた中で、職員の給与に対する勧告を参考にしてご検討いただいているという経緯がある。

委　員　個人的な考えとしては、特別職に対する絶対的評価をする制度があればいいなと思う。他の商店街委員会の立場で、他区の経済政策等に触れる機会がある。その中で、やはり港区の福祉面及び経済面に関しては、他区にはないようなところまで、非常に行き届いており、港区ならではの手厚さだと感じている。資料の中に、それぞれの特別職の特別区における順位付けのようなものが出ているが、私は港区が一番になって欲しいと思う。０．９８％以上でもいいのではないかという気持ち。ただ、職員の賃金体系として、年齢を重ねるとベースアップが緩やかになっていくということだと思う。また、議員では今期初当選し

た若い議員もいる。

委　員　ベースアップに反対の余地はない。０．３％は低いと思うが、０．９８％が妥当かどうかは何も言えない。一体どれを尺度にしていいのか、とても難しい問題。若年層に手厚くすることは賛成。可能な限り高い数値に賛成する。

委　員　社会情勢を見ると、０．９８％が妥当ではないかと思う。引上げると、実際の金額はいくらになるのか。

総務課長　資料４の試算例の「引上げ後の月額」欄に明記。「改定後の年額」欄には年収額を明記している。

委　員　引上げ率は０．９８％でも構わない。働いていることを示せば、誰も意見は言わないと思う。参考資料２を見ると、区長が１位で副区長が２３位の区や、副区長よりも区長の年収が低い区があり驚いた。そのようなことが起こるものなのか。

総務課長　副区長よりも区長の年収が低い区に関しては、区長の交代に伴う影響と思われる。

委　員　引上げないし、引下げにしても合理的な理由を示す必要がある。これまでどおり、職員の勧告に従ったパーセンテージというのが一番根拠になると考える。当審議会のこれまでの経緯を考えると、０．３％だと説明が難しいと思う。

委　員　私も全ての特別職の給料等が１位で良いと思っている。港区の施設は清潔で設備が整っているが、そうではない区もある。屋外喫煙所に至っては、プレハブ式のものもあり、素晴らしい取組である。引上げることには賛成。根拠が難しいので０．９８％で。上がる時に上げていただくのが一番いいのではないかと思う。

委　員　特別給についても、勧告を適用するのが妥当で説明が合理的だと思う。

会　長　区議会議員の議員報酬及び特別職の月例給は０．９８％引上げ、特別給は０．１０月分引上げとする方向でよろしいか。

委　員　総員挙手で了承。

（２）報酬等の改定の適用年月日について

事務局　現在、職員については、月例給は令和５年４月１日、特別給の適用年月日については、条例の公布の日と勧告されている。特別職の適用年月日についても職員と同様でよろしいかと思う。

委　員　労使協議の結果を踏まえ、適用日に変更が生じた場合は、再度本協議会を開会し、特別職等の報酬等の適用日について審議するという理解でよろしいか。

総務課長　そのとおり。

会　長　事務局から説明があった適用年月日とすることでよろしいか。変更する場合は、事務局と調整した上でお知らせする。

委　員　総員挙手で了承。

会　長　本日の審議結果を踏まえ、事務局と答申（案）を調整し、次回の審議会で提案することでよいか。

委　員　了承。

その他

（１）今後の日程について

事務局　答申（案）は、会長と事務局で調整の上、案を作成し、まとまり次第送付する。
次回は、答申（案）について、修正等の意見を伺う。
次回の開催日は、１１月１３日（月）の午後６時からを予定している。
第３回では、今回の勧告に関する労使交渉の結果が出ていた場合、答申の最終確認をしてもらい、審議会として答申を決定した後、区長へ答申をする予定。
開催日は、１１月２４日（金）を予定している。

会　長　次回、第２回は１１月１３日（月）午後６時から開催する。

事務局　本日以降に答申（案）に影響を受ける事案が発生した場合は連絡する。